

●香川県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年8月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土器町東六丁目293番 地先から	前	12.3~20.6	623	道路整備事業による現道 拡幅及び交差点改良
丸亀市土器町東七丁目802番 地先まで	後	20.7~54.1	623	